長与町農業委員会会議録

平成２７年１月２３日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２７年１月農業委員会総会

１．日時　　平成２７年１月２３日（金）午後２時５８分～４時００分

２．場所　　長与町水道局３階第１会議室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	６番　河内　秀治	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
	９番　山本　純博	１０番　山﨑　昌美	１１番　柿本　正博
	１２番　柿本　香代	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代
	１５番　松尾　義徳	１６番　柿本　尚文	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　２番　辻　末男　　３番　山口　益子

第２　　第１号議案　　農用地利用集積計画について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	松本　廣
農地・農政係長	田中　廣幸
農地・農政係主事	中山　高宏

事務局　皆さん、こんにちは。まずもって、１月５日の臨時総会にはご出席いただき誠にありがとうございました。２分程定刻前ですが皆さんがお揃いですので、総会に先立ち、前もって規則について申し上げます。長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する、全員出席であることを報告させていただきます。では、早速ですが会長に議長と議事等の進行を併せてよろしくお願い致します。

議　長　皆さん、こんにちは。お集まりいただきましてありがとうございます。今、事務局長からもお話があったように、今月の５日に臨時総会を開催致しましたが、新年早々ご迷惑をお掛けいたしました。再審議いただいた議案も県に申達しておりますので、良い結果が出されることと思っています。そして、このところ、みかんの中間期に差し掛かっておりますが、今年は大変腐敗が多いという話も聞いております。厳しい状況ですが頑張っていただきたいと思っております。

それから、先日、会長、局長を対象とした県での会議がございましたので、その時の会議内容については後ほど、事務局長からお話があると思いますが、ご存知のとおり、農業者年金、農業新聞の購読と、それから荒廃地の解消等についてもあっております。また、農業者年金の推進については報告をすることになっていますので、議案が終わり次第、話し合いを持ちたいと思っております。長与町が努力していることを示す機会でもありますので、よろしくお願いいたします。以上でご挨拶を終わらせていただきます。

それでは、平成２７年１月の農業委員会総会を只今から開催いたします。まず始めに、日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員二人を指名させて頂きます。２番、辻委員さん、３番、山口益子委員さんを指名いたします。

次に日程第２、本日の案件は第１号議案　農用地利用集積計画についてが３件、そして、報告事項となっております。議案は申し上げた通りで、総会が早く終わるようです。先程、挨拶の中で申し上げたとおり年金の件、まだ時間が取れれば勉強会に充てていきたいと思っていますので、後ほど時間を見計らい皆さん方にお諮りをいたします。

それでは、議案審議に入りますが、いつもの通り、発言の際は挙手をして、氏名をお願いします。では、日程第２、第１号議案　農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局　はい。第１号議案、農用地利用集積計画についての１枚目をめくり、１ページをご覧ください。朗読をさせていただきます。第１号議案、農用地利用集積計画について、上記議案を提出いたします。平成２７年１月２３日、長与町農業委員会会長、田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画の議決を求められたので提案する。いつもの通り、次の２ページと３ページの規定内容と、４ページの集計表は割愛させていただきます。

５ページの方をご覧下さい。利用権設定の説明をいたします。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、福岡県北九州市小倉北区板櫁町（地番）。利用権を設定する土地は、長

与町三根郷（地番)、畑、面積は１，４３４㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物はみかんです。平成２７年２月１日から平成３７年１月３１日までの１０年間、年間借り賃は現金で〇〇万円です。前回に引き続き継続です。

７ページの方をお開き下さい。土地の所在地をご説明いたします。長崎多良見線の〇〇バス停、この地図には書かれておりませんが、横の（会社名）を過ぎてすぐ左側の道路、そして橋を渡ります。今度は鉄道敷がありますので踏切を渡って更に赤の点で示していますが、（施設名）を左に見まして、３２０ｍほど行った青色で表示しているところになります。以上です。よろしくお願いいたします。

議　長　　只今の説明に関連しまして、地区担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。

７　番　　７番井上です。引き続きということです。以前からみかんを作っておられますので、問題無いと思いますので、よろしくお願いします。

議　長　　只今、補足説明が終わりましたけれど、ご意見ご質問等はありませんか。何かありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それではご意見、質問並びに審議を終了いたします。問題は無いようですが、利用権設定については、許可することにご異議はありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定いたします。次に、２件目の利用権設定についての説明をお願いいたします。

事務局　　はい。８ページの方をお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町高田郷（地番)。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権の設定する土地は、長与町斉藤郷（地番)、畑、面積は１，３４９㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は野菜となっております。平成２７年２

月１日から平成３０年１月３１日までの３年間、これは新規です。
　１０ページの方をお開き下さい。見てすぐに確認できると思いますが、一応、ご説明をさせていただきます。この場所はご覧のとおり、(施設名に隣接している裏手の場所で、青色で表示しているところです。なお、地目は田になっておりますが、説明した通りです。よろしくお願いいたします。

議　長　　今の説明に関連して地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

５　番　　５番白﨑です。この件につきましては、既に田んぼから埋め立てをされています。１ヵ月ぐらい前からですね、重機を使い大きな石を取り除き、野菜を植える準備に取り掛かっておりますので、別段問題ないと判断します。以上です。

議　長　　只今、地元委員さんからの説明が終わりましたけど、委員さん方から何か質問はありませんか。これは新規です。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。この利用権設定についての問題は無いように思いますが、許可することにご異議はありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定いたします。次に、３件目の利用権設定の説明をお願いします。

事務局　　はい。１１ページをご覧下さい。この利用権の設定は新規就農になります。設定を先に申し上げてから、その後、就農計画書に沿って具体的な内容の説明をさせていただきます。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名）さん、熊本市中央区水前寺（地番)。利用権の設定をする者の氏名及び住所、二人いらっしゃいます。一人目が、(氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)、お二人目が、(氏名）さん、諫早市福田町（地番)。利用権を設定する土地は、長与町岡郷字一本松（地番)、畑、面積は４，５７０㎡の内３，７７０㎡、残りの畑は所有者の方が農作業をしながら子供さんに体験をさせ、農地に接する機会を与えていきたい

とのことで、引き続き利用されます。利用権の種類は、賃貸借権、具体的な作物はみかんと書いてありますけれども、他にも何種類かの作物がございます。主な作物としてみかんを上げておられるようです。作物の種類は改めて、就農計画書の中で説明させて頂きます。平成２７年２月１日から平成３７年１月３１日までの１０年間、年間の借り賃は現金で〇〇円です。この設定を受けられる方の（借り主）さんは、平成２６年４月、皆さんご存じだとは思いますが、長与町農業支援センターが開設した訳ですけれども、センターに登録をされていた方でございます。

それでは提出頂いた就農計画書に沿って、順次説明をして参ります。まず就農時における農業経営または農業従事の対応に関する目標の中で、１点目になりますけれども、将来の農業経営の方針についての技術内容を申し上げます。ご本人はこれまで、果樹育成、果樹園芸学に携わってきた経験がございます。

地元に帰って、地元というのは吉無田郷に住居があるようで、幼い頃は長与町にお住まいされていたと聞いております。従いまして、当地で果樹、農林登録品種の栽培、ミニトマトの栽培など計画的な出荷と、直売所向けの出荷経営を目標として掲げておられる方です。又、機会がある折には、地元の要請があればという前提でありますけれども、地域農業の発展に寄与したいとの思いも熱くある方でございます。そして２点目ですが、就農地における目標です。就農契約形態として主に柑橘類、各新品種、ミニトマトが経営部門となっております。経営規模の柑橘類が３，０７０㎡、各新品種が３００㎡、ミニトマトが４００㎡の利用権の設定で申し上げた合計面積となります。農業労働力はご夫婦で、（借り主）さんご本人が年間２６０日、奥さんは手伝いということで同じく４０日です。

次に就農の準備に関する事項の過去の農業教育、研修経験の学校教育それと研修施設ですけれど、この方は〇〇大学を卒業されて、それから大学院を経て、今の農林水産省、当時は農林省といっていましたが、その果樹試験場を皮切りに、いくつかの試験所で研究者として携わっていらっしゃいます。その後は〇〇大学で柑橘・柿等の育種研究、果樹園芸学を各学生にご教授されまして退職に至っています。それと、就農計画書に書いてなかったものですから、現在どのようなことをされているのか本人に確認をさせていただきましたけれど、退職後には、農業コンサルタント業を起業して、熊本の住所を申し上げましたけれども、熊本での生産工場と契約をされて、柑橘の育成、栽培力の指導をされているということでございます。

それと次に必要な施設の設置、機械の購入、その他の就農時において取るべき措置に関する事項の経営開始のための事業計画です。利用集積計画では、２月から利用権設定となっていますが、その期間、農地の基盤整備を行い、４月から苗木定植を行う予定です。動噴・草刈機・管理機、そして軽トラック、その他必要な器具等は苗木の定植に間に合うよう、４月には揃えるとの回答を頂いております。又、農業倉庫についても借地ではありますが、所有者のご理解の上、準備出来次第、建築させていただくようにしているとのであります。先程、熊本の生産法人とコンサルタント契約をされていると申し上げましたが、本年３月をもって契約が切れることに伴い、４月が新規就農の本格的な開始となります。最後になりますけれども、営農計画です。

苗木の購入本数は、柑橘類と柿を含め約３００本、柑橘類は全てみかんで、種類はみはや・天草・津の輝き・西南の光・せとか他複数に上るようです。また、並行して空いたスペース

があれば年間通じ、野菜を栽培予定です。大変意欲のある方でございます。

１３ページをお開き下さい。土地の所在地をご説明致します。岡郷の〇〇バス停を過ぎて次のバス停の〇〇バス停の先、１３０ｍほどの場所から左側の海側に下って１５０ｍ行った、同じく青色で表示しているところでございますけれども、先程申し上げました、赤線で囲った面積です。以上です。長くなりましたけれども、よろしくお願いいたします。

議　長

只今、事務局から詳しく説明のあったこの件につきましては、委員さんの中に（借り主）さんの同級生の方もいらっしゃいますし、実は、私の知り合いの方が自宅に連れて来られましたので話をしてみたところ、意欲がある方でした。そのようなことで申請地をお世話いたしました。農協のみかん部会にとっても良い方向に行くのではないかと思っております。皆さん方から判断を頂く訳ですが、地区担当委員さん、もし他にもあれば、補足説明をしていただきたいと思います。

１６番

はい、１６番柿本です。今現在、申請中と言われておりますけれども、耕作はされておりませんが、（借り主）さんが農地を管理されるということで、地元としては何ら問題ありません。

ただ、住所が今熊本ですよね。いつ長与に転入されるものなのかと思っていましたが。また、先程もご説明がありましたように年間の所得１５０万円ということですけれども、３反７畝ですよね、これでどうして１５０万の年間の所得が出てくるのか、経営の内容を説明されていましたが、年間、３反で１５０万の所得を上げるということは、厳しい数字ではないかと思うのですが。野菜にいくら、果樹でいくら、何々でいくらとの所得の積み上げをもっての計算で１５０万という目標が出ているのか、お分かりだったが教えて下さい。それと、これは新規ですよね、先程の斉藤でも新規であったのですが、このような説明はなかったのですが、新規でされる時にはこのような添付書類として、農業経営に必要な機械等の設備状況とか、様々な書類の提出をしていただいているのでしょうか、併せてお伺いしたいと思います。

事務局

はい。いつこちらの方に来られるのかということですが、先程申し上げました通り、３月末をもって、３月末といっても３月の途中にはいらっしゃるとお聞きしております。その間、（借り主）さんのお知り合いの方もいらっしゃるようですが、その方に援助いただきながら定植されるまでの期間、２月、３月の期間の中で協力をしていただきたいと事前にお願いをされていると話を聞いております。お名前は知りませんがこの２ヶ月以内の中で、準備が出来るという話を聞いております。

それと二点目ですが、１５０万円の年間所得ですが、これは私も事実上厳しいものと理解をしております。以前５反、ということがございまして、新規就農については５反から３反になった訳です。それ自体、１５０万の年間所得については、ある程度形が崩れてきているようですから、基本的な考え方では１５０万円が３反～４反弱の中で、それだけ収入を得る

ということは困難で難しいということは重々分かっております。その中で一応、本人さんも所得はもちろん考えておられますが、５年間の計画の中で徐々にやって行きたいという気持ちを優先していきたいと思っているところでございます。

それと、もう一点、通常今月でなくても通常の利用権設定の新規でございますが、この仕組みがちょっと私も詳しく説明していなかったのですが、通常継続の場合は前回の契約を再度契約されているので継続と言う形にしておりますが、新規につきましては改めて別の方が利用されることで、契約を結ぶという形で新規としています。ですから、同一人物の方が引き続きするのではなくて、違う方が農地の契約期間が終わった後に借り入れをされるために、利用権の設定の場合はそういうことで対応してあります。今の説明でよろしかったでしょうか。

１６番　所得額が１５０万円、大変結構なことだと思います。目標が高い方がですね。町としても出来るだけ手助けをしていただけませんか。どうか宜しくお願い致します。

事務局　ありがとうございます。

議　長　他に質問がございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　何も無かったらこれで審議を終了いたしますが、よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　この利用権設定についても問題は無いようですが、許可することにご異議はございませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しということでしたので、許可することに決定いたします。

これで、議案が終わったところですが、続けて日程第３の報告事項に移ります。事務局か

らお願いいたします。

【この後、平成２７年１月行事報告が行われた。】

これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上を持ちまして、長与町農業委員会１月総会を閉会します。

【この後、以下の内容について説明が行われた】
【農業者年金加入促進について】
【農業委員勉強会（農地法で気になるところ Q&A）】